

第四十條 新たる組合員トシトスル者ハ又ハ出資口數ヲ増カセトスルモノハ
申込込書ニテ一回松込金ヲ添へ組合長ニ差出スコトヲ得ス組合長ハ前項
ノ申込込書ニテ承諾スルモノハ其旨ヲ加入者ニ通知シ組合員名簿ニテ載
シ為スコトヲ得ス

第四十一條 持分ヲ讓渡サントスル場合ニ於テハ組合長ノ承諾ヲ經テトシ且
持分ヲ讓受テトスル者ハ組合員ニヤラザルモノハ出資ノ松込込書ヲ
先ノ外第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條 組合員ノ脱退セシトスルトキハ六月以前ニ其旨ヲ得 事ニ
テ生テスコトヲ得ス

第四十三條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人が選出ナク加
入ノ手續ヲナシタルトキハ組合員ニ對スル持分ノ松込込金算
カシテ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス
第四十九條 組合員ハ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ

除削

一 出資ノ松込込過怠金ノ納付 購買代金ノ仕拂ヲ怠リ一ヶ月ニ義務
履行セザルトキ

二 組合事業ヲ妨ケル所為アリタルトキ
三 犯罪其他ノ所為ヨリ信用ヲ失ヒタルトキ

第四十五條 組合員ノ脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ松込込ハ脱退者ノ松
込込出資額ヲ限度トシテ脱退ノ日ヨリ六月以内ニ松込込スモノトス
前項ヨリ松込込スベキ持分ハ最近事業年度ノ終ニ於ケル財産ニ依
リテ之ヲ定ム其後ニ損失ヲ生ジタルトキハ脱退當時ノ財産ニ依リテ之
ヲ定ム

第七十條 組合ノ解散

第四十六條 本組合解散スルモノハ理事其清算人トシ但シ總會ノ決
議ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選任スコトヲ得